

特用林産振興総合対策事業（拡充）

【平成29年度概算決定額 32,970（24,532）千円】

事業のポイント

特用林産物の供給力の向上、新需要創出のための新規用途の開拓などに対して支援します。

<特用林産物を巡る現状>

- ・特用林産物の主要品目であるきのこと類について、食料・農業・農村基本計画における目標値（平成37年度：46万トン）に向けた生産量の増加が必要です。
- ・きのこと類及び山菜類で175市町村に対し、国の出荷制限等の指示が出ています（平成28年9月21日現在）。

政策目標

国産きのこと類の生産量（456千トン（平成25年）

→459千トン（平成37年））

<内容>

1. 特用林産物の供給力の向上

（1）きのこと原木等の安定供給に向けた情報の収集・分析等

円滑なきのこと原木等の供給に資するよう、原木需給情報の収集・分析、活用可能なコナラ林の賦存状況の詳細調査、コーディネーターによる情報提供等を支援します。

（2）きのこと原木等生産資材の導入円滑化

放射性物質の影響により、新たにきのこと等の生産に係る資材を導入する場合において、震災前と震災後の導入費の差額を支援します。

（3）効率的な竹林施業体系の構築 [拡充]

竹伐採機械等の開発や現場における集材作業の実証による低コスト伐採・集材システムの構築、带状伐採による継続的竹林利用をモデル的に支援します。

2. 特用林産物の新需要創出の促進

特用林産物の新たな需要の創出に向け、新規用途の開拓や付加価値の向上など品目別の課題の早期解決を図るための実証的な取組を支援します。

<補助率>

定額、1/2

<事業実施主体>

民間団体、森林組合、農事組合法人、林業者の組織する団体等

<事業実施期間>

平成25年度～32年度（8年間）

[担当課：林野庁経営課]